

那珂川市の取り組み

イベントに参加してみませんか？

5月

恵子児童館こどもまつり
 人権を大切に育てる子どもを育てるために、子どもの健全育成を支援する団体などで実行委員会を組織し、開催しています。遊びのコーナー・体験コーナー・竹細工コーナーなど楽しいことが盛りだくさんです。
 【と き】 毎年5月第4土曜日 【ところ】 恵子児童館、市民体育館



7月

同和問題啓発強調月間
 福岡県、各市町村では、毎年7月を同和問題啓発強調月間と定めて同和問題の早期解決に向けた啓発活動を展開しており、那珂川市では、駅などでの街頭啓発や、研修会、啓発冊子の発行などを行っています。
同和問題講演会
 同和問題啓発強調月間の取り組みの一環として、住民の皆さまを対象に講演会を開催しています。
 【と き】 毎年7月 【ところ】 ミリカローデン那珂川



10月
から

各区公民館人権問題研修会
 人権が大切にされる地域づくりを目指し、各区公民館において、人権問題研修会を開催しています。

12月

人権週間
 世界人権宣言にちなみ、12月4日～10日を人権週間と定めて、人権尊重のための啓発活動が全国的に展開されています。
人権フェスタながわ
 人権劇やコンサート、人権作品の展示、バザー、スタンブラリーなど盛りだくさんです。
 【と き】 毎年12月の人権週間中の日曜日
 【ところ】 ミリカローデン那珂川、ふれあい子ども館



あか
 明るくあしたのために vol.44
 こうほう
 広報ながわ人権・同和問題特集号

あなたと
 あなたの大切な人のために

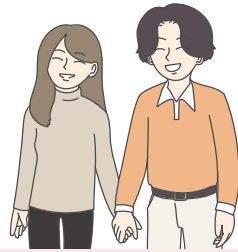




う ばしょ そだ ばしょ
生まれた場所や、育った場所で

ひと にんげんせい き
その人の人間性が決まるのでしょうか？

たいせつ
大切なのは「どこのあなた」ではなく、
「どんなあなた」ではないでしょうか？



今も根強く残る重大な人権問題「部落差別」

さいきん さべつ じしやう
～最近の差別事象～

ぶらくさべつ どうわもんたい にほんしゃかい れきしできかてい かたちづく みぶんさべつ にほんこくみん いちぶひとひとが、ながあいで、けいざい、しゃかいてき、ぶんかてき、ひさべつぶらくちやくを強いられ、被差別部落(同和地区)と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどして、我が国固有の人権問題です。(法務省HPより)

しゅっしん ち せ むかし はなし
出身地を気にするとか、昔の話のようだけど…。
さいきん ぶらくさべつ
最近でも部落差別はあるのかな？



ざんねん さいきん ぶらくさべつ かん じけん ほつせい
残念ながら、最近でも部落差別に関する事件が発生しました。
ぜんこくにあると言われている被差別部落の地区を一覧にした本を出版しようとした事件です。
いま ぶらくさべつ のこ なか ほん しゅっほん
今も部落差別が根強く残っている中で、この本が出版された場合、差別が拡大、助長され、重大な人権侵害を引き起こす可能性があるため、決して許されることではありません。



「全国部落調査」復刻版事件に関する裁判

へいせい ねん 28年にある出版社が復刻版「全国部落調査」と称して全国の被差別部落の「部落名」や「現在地」等をリストにした書籍を出版しようとし、そのリストなどをインターネット上に公表しました。これに対し、被差別部落出身者ら原告がインターネット上での公表の禁止と出版差し止めなどを求め訴訟を起こした裁判です。

(東京地裁一審判決 令和3年9月27日)

げんじゆうしよ ほんせき ち こうひやう しんがい げんこく せいきやう にんよう
現住所や本籍地の公表はプライバシーの侵害にあたるとして、原告の請求を認容しリストの公表の禁止と出版差し止め、損害賠償を命じました。

(東京高裁二審判決 令和5年6月28日)

いっしん はんけつ どうよう とうよう さんし しゅっほん さ と せんがい ばいしやう めい
一審判決同様、リストの公表の禁止と出版差し止め、損害賠償を命じました。さらに、憲法13条及び14条の趣旨に鑑み、被差別部落出身と推測できる地名の公表は、現在住んでいる人はもとより、過去に住んでいた人、これから生まれてくる人や住む人も含めて、差別を受ける可能性があるとして、法的救済の範囲を広げました。この判決は、原告が一審から主張してきた、いわゆる「差別されない権利」を法的に保護された権利として認めた画期的な判決でした。

(判決文の一部抜粋)

「人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができ、人格的な利益を有するものであって、これは法的に保護された利益であるというべきである。」

⇒「差別されない権利」

(最高裁判所(第3小法廷) 令和6年12月4日)

げんこく ひこく そうほう じゆうこく ききやく どうきやうこうさい はんけつ かくてい はんけつ
原告と被告の双方による上告を棄却し、東京高裁判決が確定判決となりました。

「差別されない権利」の考え方は、部落差別をはじめ、すべての人権侵害を許さないという司法の判断であり、差別解消に取り組む行政の大きな後押しになるものです。

わたし ひとり
私たち一人ひとりには人格的な利益が法的に保護されています。
だれ へい おん せい かつ おく けん り も
誰もが平穏な生活を送る権利を持っています。

一人ひとりが持つ「差別されない権利」を守るためにできること

みんなが安心して暮らせるように、「差別されない権利」が保障されているんだね。



その権利を守るために、どういったことに配慮すればいいのかしら？

それぞれの個性を認め合い、誰もが自分らしく生きていける差別や偏見のない社会をつくるためには、自分の思い込みや偏見に気づき、無関心にならず、一人ひとりが人権問題に向き合うことが大切です。

まずは自分が持っている権利が何かを知らないと思えません。

「差別されない権利」について学び、自分の言動を振り返ってみませんか？

なにげない言葉で傷つけていませんか？（マイクロアグレッション※）

Aさんは外国人なのに日本語上手だね。

そうだよね。日本語ペラペラだよ。

傷つくな～。
生まれた時から日本に住んでいるのにな～。



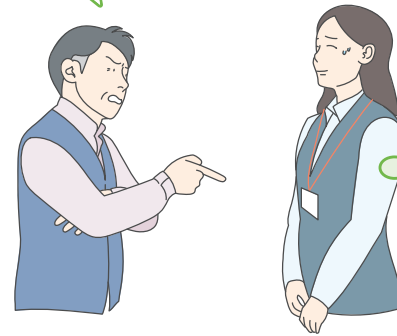
思い込みで外国人は日本語が話せないと思っていませんか。
なにげない一言でも、相手を傷つけてしまうことがあります。



※マイクロアグレッションとは「小さな攻撃」のことです。表現する側に自覚はないものの、特定の人たちに対する「差別・偏見・無理解などを含む小さな攻撃」が日常的な言動の中で行われることです。

心の中に偏見はありませんか？（アンコンシャス・バイアス※）

女性の説明はわかりづらいから男性の店員さんにかわって！
車は男性の方が詳しいんだ!!

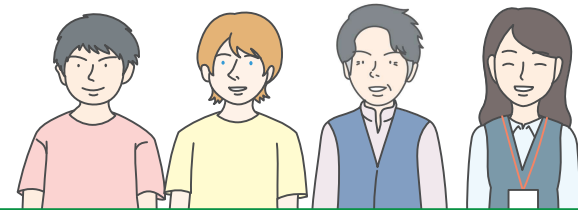


同じ説明をできるのに、どうして男性じゃないとダメなの？

なぜ、男性の方が詳しいと思うのですか？
「男性の方が機械関係に詳しい」という偏見や差別が心の中に潜んでいませんか？



※アンコンシャス・バイアスとは「無意識の思い込み」のことです。人は過去の経験や見聞きしたことに影響を受け、100だからこうだろうと無意識に解釈して物事を瞬時に判断しています。これは脳の機能で、誰もが日常的に行っていることです。



あなたの一言が誰かを傷つけているかもしれません。
一度振り返り、そのことに気づくことができたなら、誰かを傷つけないだけでなく、きっとあなたの人生を豊かにすることに繋がります。

那珂川市は、部落差別を解消するため、「那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例」を令和3年3月に施行し、差別をなくすための取り組みを進めています。

